

● 今月の経営チェックポイント

- 源泉所得税(納期特例申請済の事業者方の場合)は1月～6月分の納付は7月11日までです。
- 所得税予定納税の減額承認申請は7月15日までです。
- 所得税予定納税第1期分の納付は8月1日までです。
- 固定資産税及び都市計画税第2期分の納付は8月1日までです。
- 労働保険の年度更新(概算・確定)申告・納付は7月11日までです。
- 社会保険の報酬月額算定基礎届の提出は7月11日までです。
- 7月、8月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をして下さい。
- 祇園祭 山鉾巡行は、前祭りが7月17日(日)、後祭りが7月24日(日)です。7月10日～25日まで中京区・下京区の四条通り周辺において交通規制がありますので、お気をつけ下さい。

● 着眼点

アリ社会と人間社会

税理士 田中彰

バブル崩壊後の私たちの社会は効率性を求められ、特に会社経営においては社員の働きに無駄が無いかに常にチェックを必要とする状況になってきました。これを社員一人ひとりの立場からみれば、これが現代社会におけるストレスの一因ということになるのでしょうか。

一方アリの社会では、研究によると働きアリの10%は常に働かないそうです。これはある一匹のアリが終始働かないということではなく、他のアリが働けば働かない、働かなければ働き、常に全体として10%は働かないアリがいるのだそうです。ですから働くアリが攻撃され、居なくなると働きはじめ有事に備えることにより集団存続を保つのだそうです。

アリ社会は上手く考えていると妙に感心するし、「私も明日から有事に備えて働きません」と会社で言いたいところですが、人間社会では蟻蹙(ヒンシュク)を買いそうです。

話題は変わりますが、私たち人間社会では毎年此の時期に「税制改正」が発表されます。平成28年度の改正の目玉は、消費税の税率アップと軽減税率制度の導入でしたが、これは2019年10月に再延期されました。次の目玉は社会を反映しての改正が見受けられます。「医療費控除の特例」は医療費抑制の観点から、医療用からスイッチしたガスター10(胃腸薬)、アレグラFX(鼻炎薬)、ロキソニンS(解熱鎮痛剤)などは薬剤師指導のもと処方箋がなくても窓口で購入できるようになり、その分医療費控除を手厚くしようとするものです。

また、「住宅の多世帯同居改修工事に係る所得税額控除の特例」は少子化社会抑制や景気浮揚の観点から、現役世代が親に子供を預けて働けるよう二世帯住宅(台所、風呂、トイレ、玄関のうち2以上)に改修工事を行った場合には税額控除を手厚くするものです。

税制改正の詳細について、お知りになりたい方は当事務所にお尋ねください。お待ちしております。

● 「空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例」について

平成 28 年度の税制改正において、相続した空き家を売却した場合でも一定の条件を満たした場合には 3, 0 0 0 万円の特別控除の特例が適用されることとされました。

* 3, 0 0 0 万円の特別控除の特例の概要

- ・被相続人が亡くなる前に 1 人で住んでいた居住用家屋であること。（相続により空き家となった家屋）
- ・昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋で、譲渡をする時に耐震基準を満たすリフォームをして売却するか、家屋を取り壊して更地にして売却する場合。
- ・区分所有物件は対象外ですので、マンション等は対象外です。
- ・相続時から譲渡の時まで事業、貸付、居住の用に供されていないこと。
- ・相続開始から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの間に譲渡した場合。
- ・譲渡価格が 1 億円を超えるものを除く。
- ・平成 28 年 4 月 1 日～平成 31 年 12 月 31 日までの期間の譲渡であること。

上記の様なことが要件となっています。

（文責 田中 恵子）

● 屋台

先週の日曜日は友人が、梅小路公園のイベントに屋台で焼きトウモロコシとビールを出店するという事で、前日の準備からお手伝いをしておりました。

私は屋台のものをあまり食べないこともあり、大丈夫かなと感じておりましたが、案の定失敗に終わりました。

前日からの手間や、材料費、出店料を考えると安く売る訳にもいきませんが、限られた時間の中で、売り切ることも考えて価格を決める必要もあります。また、炎天下の中、大きなイベントでもなかったため、来場者もまばらでしたが、イベントの集客力も大きな要因となります。仮に全部売れていたとして、どれだけ儲かったのかなと疑問に思いました。

改めて、商売は難しいなと感じた一日でした。

もうすぐ祇園祭ですね。

今年はそういうことを考えながら、祇園祭の屋台を見に行こうと思いました。

（文責 竹次 貴）

● スイッチ OTC 薬控除の創設

28 年税制改正で、来年 29 年 1 月 1 日から 33 年 12 月 31 日までの期間源限定ではありますが、医療費控除のミニ版ともいえる「特定一般用医薬品（スイッチ OTC）等購入費控除」が創設されました。

いままで処方箋が必要だった医薬品のうち、安全性有効面が考慮され一般薬としてドラッグストアのカウンターなどで販売できるようになった医薬品（スイッチ OTC 医薬品）の購入金額から、12,000 円を引いた金額を所得控除（限度額は 88,000 円）できるというものです。

スイッチ OTC 医薬品で代表的なものは CM で流れている「コンタック鼻炎錠 Z」「ガスター 10」「アレグラ FX」「ダマリン L」など多数あります。詳細は医薬品関連の HP などでご確認ください。

ただご注意いただきたいのは、このスイッチ OTC 薬控除と従来の医療費控除は同時に適用できません。また、スイッチ OTC 薬控除の場合、品名がわかるような表記の領収証が必要となってくるでしょう。

（文責 中澤 里美）